

# 第2次 みなみあそ水道ビジョン

2022年度～2031年度

ダイジェスト版



令和4年3月



南阿蘇村

# 1. はじめに

## 1-1 第2次水道ビジョン策定の趣旨

水道は人々の生活や企業活動を支えるライフラインとして重要な役割を担っており、その事業運営にあたっては、安全で安心な水道水を安定して供給できる体制整備が不断に求められています。

今後、水道施設の大量更新時代を迎え、併せて施設の耐震化など地震等の災害に備えた対策が必要とされ、投資的経費の増加が見込まれています。一方で、水道事業を取り巻く環境の変化により、水需要が低迷し、給水収益も伸び悩んでいる状況にあります。このため、水道事業の経営は益々厳しくなると予想され、一層の効率的・安定的な経営が求められているところです。

こうしたなか、南阿蘇村では、「安心して・楽しく・豊かに暮らせるむら」を基本理念とする「みなみあそ水道ビジョン」（以下、旧ビジョン）を平成23年2月に策定し、水道事業のレベルアップを図ることとしました。旧ビジョンでは、「安心」、「安定」、「持続」、「環境」、「国際」という5つの視点から基本目標を設定し、平成23年度～令和2年度までの概ね10年間の水道経営の方向性と実施すべき具体的施策を位置づけています。

ただ、旧ビジョンの策定から10年経過していることから、これまでの取り組みを振り返り、改善点や継続すべき点、新たな課題整理とそれらを解決する具体的施策などについて検証すべき時期にあります。

また我が国の水道においては、人口減少時代の到来、料金収入の減少、水道施設の老朽化、職員数の減少によるサービスレベルへの影響、東日本大震災の経験を踏まえた危機管理対策などの課題がますます顕在化してきています。このような状況の中、厚生労働省では、平成25年3月に「新水道ビジョン」を策定し、「安全」、「強靱」、「持続」を水道の理想像に掲げ、水道に携わる関係者等が一丸となって、枚挙にいとまがない課題に対し、地に足のついた対応を求めています。

そこで、南阿蘇村では水道を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、今後の取り組みや目指すべき方向性を定めた「第2次 みなみあそ水道ビジョン」（以下、本ビジョン）を策定します。

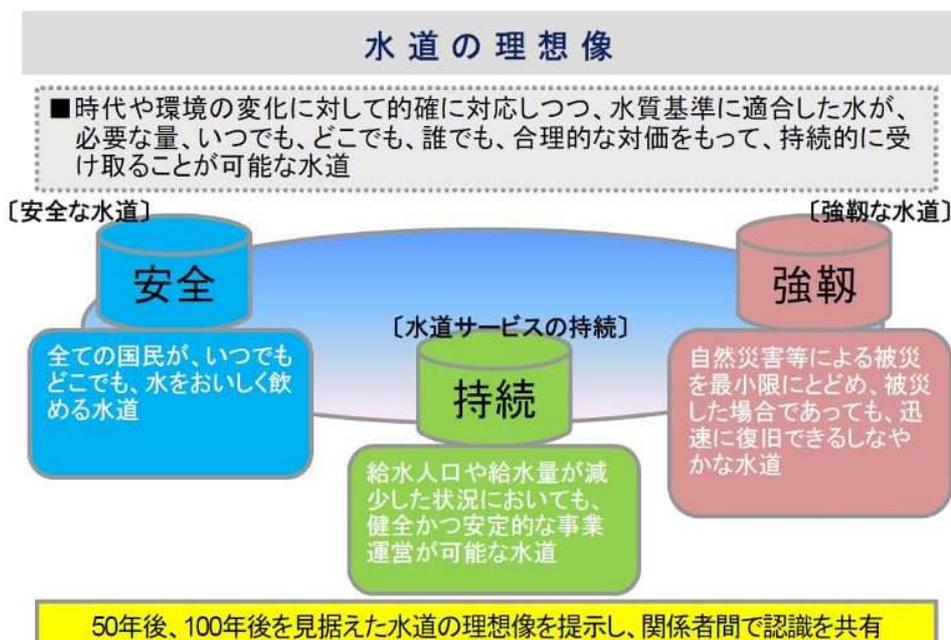


図 1-1 厚生労働省が掲げる水道の理想像（厚生労働省より）

## 1-2 位置付け

本ビジョンは、南阿蘇村の最上位計画となる「第2次南阿蘇村総合計画」や厚生労働省の「新水道ビジョン」における施策等と整合性を取り、平成23年2月に策定した旧ビジョンとの関連を考慮しながら策定します。

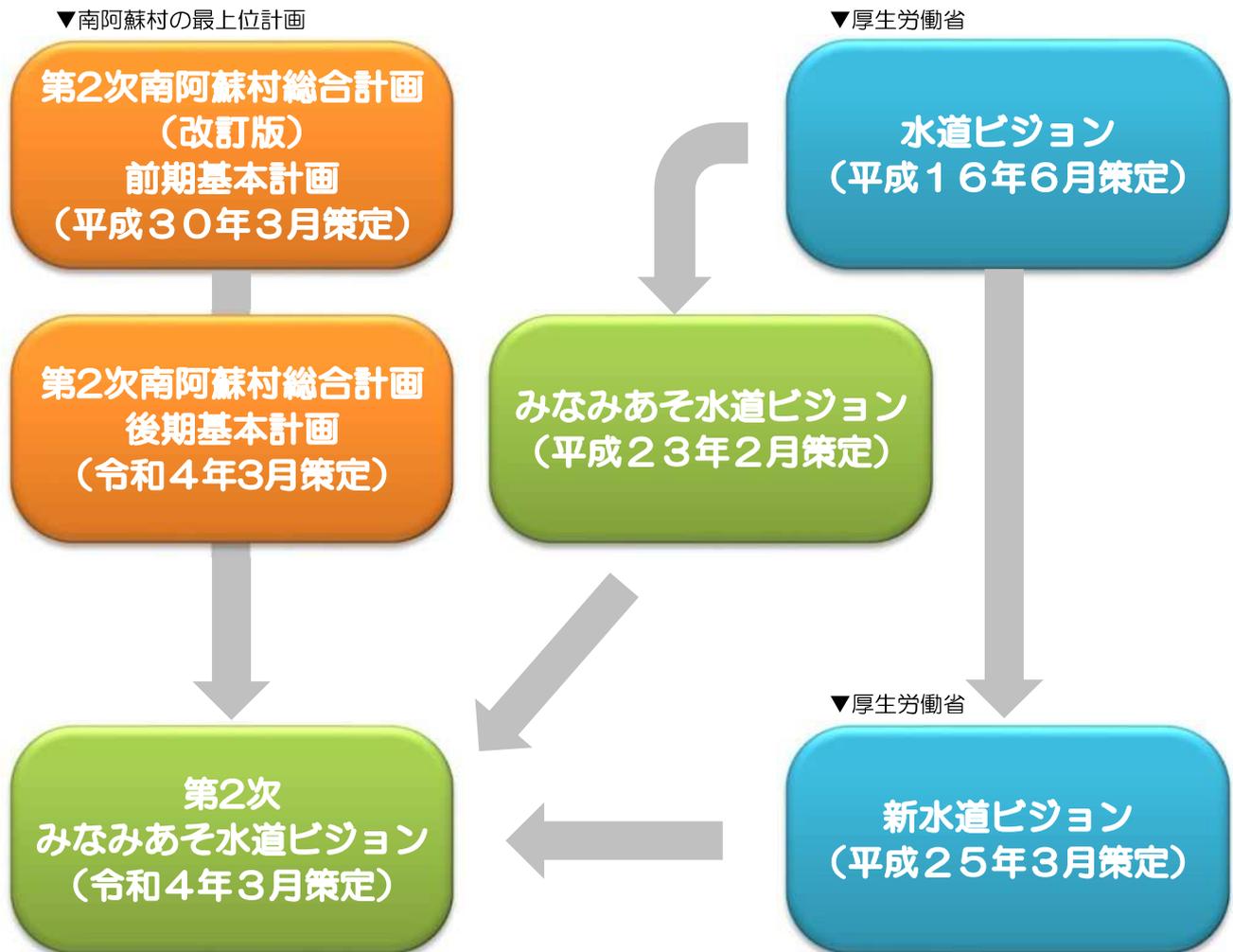


図 1-2 水道ビジョンの位置付け

## 1-3 計画期間

本ビジョンの目標年度は令和13年度とし、期間は令和4年度から令和13年度の10年間とします。



計画期間：令和4年度～令和13年度

### 3. 現状と課題

現在、南阿蘇村では南阿蘇村上水道事業のほか、12カ所の簡易水道事業、8箇所の飲料水供給施設、4箇所の専用水道が水道水を供給しています。水道事業の対象地域外であっても組合の管理・運営に対し、必要に応じて助言・指導などを行い、また施設整備を行う場合には、その一部を村から助成するなど、綿密な連携を図りながら、運営の協力を行っています。

水道は重要なライフラインであり、公衆衛生の確保、生活水準の向上に欠かせないものであります。しかしながら、昨今の少子高齢化や熊本地震に伴う人口の減少、生活スタイルの変化による節水意識の向上、産業構造の変化による水需要の低迷などにより、水道の使用量は年々減少しています。また、数多くの施設が老朽化による更新時期を迎えるなど、今後多くの課題を持っています。

#### 1) 水需要の低迷

人口減少・節水機器の普及等により水需要は減少する見込みです。

⇒施設更新の際は、水需要予測を踏まえ適正規模で更新することが必要です。

#### 2) 事業継続力の確保

熊本地震を教訓に大地震や事故などの災害への備えが求められています。

⇒施設・管路の耐震化を進め、応急給水・復旧体制を整備しておくことが必要です。

⇒一部の施設が停止した場合でも、給水への影響を軽減するための仕組みを検討しておく必要があります。

#### 3) 管路・施設の健全性と耐震化

法定耐用年数を超過して使用している水道管・水道施設があり、老朽化が進んでいます。

⇒アセットマネジメント（資産管理）を活用し、計画的に更新を図る必要があります。

年代別管路延長

種別	1940～ 1949	1950～ 1959	1960～ 1969	1970～ 1979	1980～ 1989	1990～ 1999	2000～ 2009	2010～ 2018	計
導水管 (m)	1,074.1	0.0	2,419.0	402.6	350.0	3,779.5	30.5	4,308.4	12,364.1
送水管 (m)	0.0	35.7	61.9	5,900.5	433.0	3,625.1	4,015.4	5,186.9	19,258.5
配水管 (m)	0.0	20,287.5	11,481.9	92,664.7	21,546.5	51,715.9	26,587.3	23,478.0	247,761.8
計	1,074.1	20,323.2	13,962.8	98,967.8	22,329.5	59,120.5	30,633.2	32,973.3	279,384.4
構成 (%)	0.38	7.27	5.00	35.42	7.99	21.16	10.96	11.80	100.00
40年を超過 (%)	48.08				※南阿蘇村アセットマネジメントより				

法定耐用年数40年を超過した管路は全体の約48.1%で、半数近くの管路は老朽化を迎えています。今後は重要度、優先度などを考慮し管路の健全性及び耐震性の向上に努める必要があります。

## 主な老朽化資産

番号	事業名	施設名	竣工年度	経過年数	備考
1	南阿蘇上水道	日ヶ暮水源	昭和49年	47年	
2		第2配水池	昭和49年	47年	
3		第3配水池	昭和49年	47年	
4	白水簡易水道	白川第1水源	昭和54年	42年	
5		白川第2水源	昭和49年	47年	
6		第1配水池（白川）	昭和31年	65年	
7		第2配水池（両併）	昭和49年	47年	
8	立野簡易水道	第1配水池	昭和46年	50年	
9	下野簡易水道	下野水源	昭和46年	50年	
10		第1配水池	昭和46年	50年	
11	沢津野・乙ヶ瀬簡易水道	（予備）湯の谷水源	昭和37年	59年	
12		沢津野第1配水池	昭和46年	50年	
13	長陽南部簡易水道	塩井の元水源	昭和31年	65年	
14		塩井の元配水池	昭和45年	51年	
15		長野配水池	昭和31年	65年	
16	前川・八里木簡易水道	前川・八里木水源	昭和39年	57年	
17		前川・八里木配水池	昭和39年	57年	
18	岸野簡易水道	（予備）岸野第1水源	昭和39年	57年	
19	猶須簡易水道	猶須第1水源	昭和38年	58年	
20		猶須浄水場（緩速ろ過池）	昭和38年	58年	
21		猶須浄水場（配水池）	昭和38年	58年	
22		猶須第2配水池	昭和48年	48年	
23	新村・平原簡易水道	新村配水池（第1）	昭和31年	65年	
24	井手口・原尻簡易水道	（予備）井手口・原尻第1水源	昭和49年	47年	

※経過年数40年以上の施設を抽出しています。

管路以外の施設や設備では、24施設が古く、建設から42年～65年経過しています。これまでも施設の更新に努めてきましたが、今後も増加する施設の老朽化について、その対策を進めていく必要があります。

## 4) 経営基盤の強化

減少する料金収入と増加する施設の更新費用などで、経営状況は厳しさを増していきます。

⇒施設設備の最適化、業務の効率化など経営改善を強化することが必要です。

⇒持続可能な経営を目指し水道料金のあり方を検討する必要があります。

## 4. 基本理念と実現方策

水道事業が抱える様々な課題に対処するため、厚生労働省の新水道ビジョンで掲げる将来像「地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道」をもとに、南阿蘇村の将来像である「誰もが住みたい 住み続けたい 南阿蘇村」を基本理念に設定し、いつまでも安全でおいしい水の供給に努めます。

### 基本理念（将来像）～ 誰もが住みたい 住み続けたい 南阿蘇村 ～

基本理念を実現するため、厚生労働省が示す「新水道ビジョン」で掲げられた3つの視点である「安全」「強靱」「持続」に基づき基本目標を設定し、それに沿って実現方策を掲げ実行していきます。

▼視点

▼基本目標と実現方策

安心・安全	水道水の安心・安全を確保
	1) 水源環境の保全と取水能力の維持 2) 水質監視の徹底
強靱	確実な給水の確保
	1) 施設・管路の耐震化 2) 災害時の対応強化 3) 応急体制の整備 4) バックアップ能力の向上 5) 水源の確保 6) 久木野地区の事業環境の見直し
持続	水道サービスの持続性の確保
	1) 水道施設台帳の整備 2) 老朽化対策 3) 財政基盤強化 4) 簡易水道事業に地方公営企業法の適用 5) 水道料金のあり方を検討 6) 施設・設備の効率化 7) 給水サービスの向上 8) 水道職員の育成・確保 9) 広域化の検討

## 5. 主な取り組み

以下は、本ビジョンの計画期間中での主な取り組みです。

### 1) 施設・管路の耐震化

水道施設の大量更新期を目前に迎えるにあたり、配水状況や施設の重要度を考慮し、優先順位の高い施設から順次耐震性能の検証を行い、計画的に改修や更新の時期を検討していきます。

管路については、導水管、重要給水施設配水管などの耐震化事業を推進し、管路の耐震化率を向上します。

### 2) 久木野地区の事業環境の見直し

久木野地区には旧久木野村から引き継いだ水道組合が16 組合あります。そこでは施設の管理運用を村と組合が協力して行い、安定した給水に努めています。

そうした中、平成28 年熊本地震を経験し災害時の対応や、施設管理補助、水道料金徴収の担い手が過疎化・高齢化により不足するなど問題に直面しています。これらに対応するため南阿蘇村は各地区住民との協議により、令和4 年4 月から一部の組合への委託業務を廃止して一元的に村で管理運用することになりました。これにより緊急時の村への連絡や施設管理、料金徴収等の利用者負担がなくなります。

### 3) 財政基盤強化

アセットマネジメントを基に老朽資産の更新をし、財政的に40 年後の資産残高が赤字にならないよう収支のバランスを考慮した試算を行うと、料金の改定が必要となります。値上げには一度に大幅な引き上げを避け、段階的に新料金へ移行する方法を検討しています。

さらに、事業の適正化、経営の健全化を確保するため、河陽地区などを給水エリアとしている上水道（計画給水人口が5001人以上）を簡易水道（計画給水人口が5000人以下）へ移行することを検討しています。なお、簡易水道になることで給水サービスの変更はありません。

水道事業の安定経営のため収支の改善を図りつつ、安心・安全な水道水の供給を行うことを最優先に考え、利用者からのご理解が得られるように水道施設の更新の必要性などをわかりやすくお伝えしながら、健全な経営を推進していきます。

## 4) 簡易水道事業に地方公営企業法の適用

人口減少に伴う水需要の減少は、水道料金収益に大きな影響を与えます。加えて施設・管路の更新需要の増加により、水道事業の経営はますます厳しくなると想定されます。

将来も安定した事業経営を行うため、投資（施設や管路の更新等）の最適化、組織・事務の効率化や施設管理の見直しなど経営改善への取り組みを推進します。さらに事業運営の効率化による費用の圧縮を図るとともに、施設・管路の更新に必要な資金を確保し、健全な財政状況を維持していくため、経営基盤強化に努めていきます。

南阿蘇村ではこれらを着実に実行するために、経営状況や財政状況を明確にしていく必要があることから、簡易水道事業にも地方公営企業法を適用（以下「法適用」）した企業会計方式の導入を進めています。総務省では人口3万人未満の地方公共団体においては、令和5年度までの法適用（移行）を推進しているところから、南阿蘇村でも令和5年度までに整備し令和6年4月の運用開始を予定しています。

## 5) 水道料金のあり方を検討

上水道事業と同様に地方公営企業法の適用により、簡易水道事業も独立した公営企業として運営されることとなります。その主な収入源は、利用者からの水道料金であり、維持管理費や老朽施設の更新費用などに使われます。水道料金は、以下の原則や考え方に基づいて、水道を使用される皆さまにご負担をお願いします。

### 【独立採算の原則】

公営企業で必要となる費用は、その経営によって得られる収入で賄わなければならない、税金などに頼らずに運営していくことが求められます。

### 【受益者負担の原則】

事業によって特定の人が利益を受ける場合、受ける利益の度合いに応じて、利用者に費用の負担をしていただくものです。

### 【考え方】

水道事業を安定して継続していくためには、水道管を維持補修するとともに、老朽施設の更新をしていかなければなりません。これら、水道事業を運営するために必要な費用全体を「総括原価」といいます。

将来的には水道料金の算定には総括原価方式を採用し、この原価（人件費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費等）＋支払利息＋資産維持費 を水道料金で賄うことができるように、料金水準を設定していきます。ただし、料金水準をできるだけ抑えるため費用削減に努め、適正な料金体系の検討に取り組めます。

### 【料金改定】

令和3年度に上下水道事業審議会を開き、水道料金について審議を行いました。また地域間の料金格差について、公平性の観点からも旧村ごとの水道料金を統一するよう見直しを行い、令和4年4月1日に新料金へ改定します。今後も健全な事業を維持するため料金については適時、見直しを行っていきます。





## 第2次 みなみあそ水道ビジョン (ダイジェスト版)

令和4年(2022年) 3月発行

編集・発行：南阿蘇村 水・環境課  
住 所：熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽1705番地1  
電 話 番 号：0967-67-1111 (代表)  
ホームページ： <https://www.vill.minamiaso.lg.jp/>